

企業年金にかかる税金について

～ 源泉徴収票は **1月8日(木)** に発送します ～

〈確定申告の期間：2026年2月16日(月)～3月16日(月)〉

年金収入は、雑所得として所得税および復興特別所得税の対象となります。所得税は通常、支払時に源泉徴収されますが、「国の年金」からは60歳以上108万円、65歳以上158万円※を超えない場合、源泉徴収されません。超えた場合、年金額から社会保険料や各種控除を差し引いた額の5.105%が源泉徴収されます。※2026年分からは、60歳以上155万円、65歳以上205万円。

対して「企業年金」は扶養控除等各種控除の申告ができないため、支払時に一律7.6575%が源泉徴収されています。

源泉徴収などによって一旦納付した税金に納め過ぎや減免が生じた方や医療費控除を申告して還付請求をする場合は、必ず確定申告を行ってください。

本来、国と企業年金など2ヵ所以上から年金を受け取っている場合、確定申告が必要です。確定申告では、下記の計算で求められる雑所得の額から扶養親族等申告書では受けられない控除をして税額が決められます。ただし**公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の方は確定申告をしなくてもよいこと**になっています。その場合でも住民税の申告が必要になる場合がありますので、詳しくはお住まいの市区町村 個人住民税担当課にお問合せください。

源泉徴収票の再発行は、**三菱UFJ信託銀行に依頼**してください。
(連絡先は表紙下段)

公的年金等に係る雑所得の金額 = (a) × (b) - (c)

公的年金等に係る雑所得の速算表 (公的年金等以外の合計所得が1,000万円以下の場合)

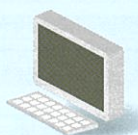
年金を受ける人の年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額	(b) 割合	(c) 控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が60万円までの場合は所得金額はゼロ。)		
	60万円超 130万円未満	100%	600,000円
	130万円以上 410万円未満	75%	275,000円
	410万円以上 770万円未満	85%	685,000円
	770万円以上	95%	1,455,000円
65歳以上	1,000万円以上	100%	1,955,000円
	(公的年金等の収入金額の合計額が110万円までの場合は所得金額はゼロ。)		
	110万円超 330万円未満	100%	1,100,000円
	330万円以上 410万円未満	75%	275,000円
	410万円以上 770万円未満	85%	685,000円
	770万円以上	95%	1,455,000円
	1,000万円以上	100%	1,955,000円

(計算例) 65歳以上の人で「公的年金等の収入金額の合計額」が350万円の場合
 $3,500,000円 \times 75\% - 275,000円 = 2,150,000円$

アセットオーナー・プリンシプルとその対応について

アセットオーナー・プリンシプルとはアセットオーナー(機関投資家のうち公的年金、共済組合、**企業年金**、保険会社、大学ファンド等)が受益者(株式会社電通規約型確定給付企業年金の場合、**受給権者**)の最善の利益を追求する備えがあることを自らが点検し、その資産を運用する責任(フィデュシャリー・デューティ)を果たしていく上で考えられる「運用・ガバナンス・リスク管理」にかかる5つの基本原則のことです。

「株式会社電通規約型確定給付企業年金」では専用ホームページを利用してこの基本原則の受け入れを表明し、受給権者の皆様に情報開示してまいります。詳しくは専用ホームページをご覧ください。



電通確定給付企業年金

<https://www.dentsu-kikin.or.jp>

検索

ユーザー名 **dkikin**

パスワード **ginden7**

※ホームページの更新は2026年1月6日を予定しています